

生駒市国土強靱化地域計画

令和2年10月

奈良県生駒市

【 目 次 】

| | | |
|-----|--------------------------------------|----|
| I | 生駒市国土強靱化地域計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| I | 策定の目的 | |
| II | 地域の特性・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| I | 自然特性 | |
| 2 | 社会特性 | |
| III | 国土強靱化地域計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| I | 国土強靱化の理念 | |
| 2 | 奈良県の基本的な考え方 | |
| 3 | 計画の位置付け | |
| 4 | 国土強靱化地域計画策定ガイドライン等との整合性 | |
| 5 | 計画期間 | |
| IV | 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |
| I | 国土強靱化基本計画及び奈良県国土強靱化地域計画に掲げられた基本目標 | |
| 2 | 本市の基本目標 | |
| V | リスクシナリオの設定・・・・・・・・・・・・・・・・ | 12 |
| I | リスクシナリオの設定の意義 | |
| 2 | 想定される災害（リスク） | |
| 3 | 本市におけるリスクシナリオの設定 | |
| VI | 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針・・・・・・・・ | 18 |
| VII | 施策ごとの推進方針・・・・・・・・ | 19 |
| | <<別紙>> 推進方針の具体的な施策・・・・・・・・ | 25 |
| | 巻末資料・・・・・・・・ | 38 |

I 生駒市国土強靱化地域計画の策定にあたって

1 策定の目的

本市は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成 25 年法律第 95 号)第 13 条の規定に基づき、大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築することを目指し、これまでの防災・減災対策に関する事項を念頭に、今後の本市の国土強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「生駒市国土強靱化地域計画」を策定する。

また、生駒市国土強靱化地域計画は、生駒市総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本市が有する様々な分野の計画等の防災・減災対策に関する事項について、指針となるべきものとして策定する。

Ⅱ 地域の特徴

Ⅰ 自然特性

(1) 地勢（面積・位置等）

本市は、京阪奈に囲まれた近畿のほぼ中央に位置し、京都府の京田辺市、精華町、奈良県の奈良市、大和郡山市、斑鳩町、平群町、大阪府の東大阪市、大東市、四條畷市、交野市、枚方市に接している。

面積は 53.15 km²であり、東西 7.8 km、南北 14.9 km の南北に細長い形状を示している。

(2) 気象

本市は、気候区分では、瀬戸内気候に属するため、年間を通して雨量が少なく、夏も冬も比較的温暖的な地域で晴れの日が多い。主な気象概況は、以下のとおりである。

ア 年間平均気温は 15℃前後で、日最高気温の月別平均は 8 月が最も高く約 28℃、日最低気温の月別平均は 12～1 月が最も低く約 4～5℃である。

イ 冬季(11～3月)は奈良や大阪とほぼ変わらず、少雨で積雪も少ない。

ウ 年間降水量は 1,500mm 前後で、多雨期の 6～9 月に降雨が集中する。

エ 風は概して弱く、特に夜間の晴天時は無風状態になることが多いが、晩秋から春にかけておろし風のやや強い西風が吹く。

(平成 30 年度までの気象情報を参考)

(3) 地形

市域は、西の生駒山地、東の矢田丘陵・西ノ京丘陵に囲まれた土地である。また、富雄川、竜田川、山田川、天野川の最上流部に位置し、河川形状は堀込構造になっている。

生駒山地は、生駒山を中心とした大阪平野と奈良盆地の丘陵や低地地形区との境界を成す山地地形であり、本市側の東向き斜面は全般的に緩傾斜となっている。

生駒谷は、生駒山地と矢田丘陵の間にある断層崖に挟まれた南北に長い構造谷地形区であり、主に大阪層群の砂礫・粘土からなる小起伏丘陵と竜田川・天野川の谷底平野からなる。

矢田丘陵は、富雄川と生駒谷に挟まれた南北に連なる丘陵地である。稜線高度は 200～250m と起伏量が小さい。

西ノ京丘陵は富雄川と秋篠川に挟まれた南北に長い小起伏の丘陵地である。

(4) 地質

生駒山地、矢田丘陵は第三紀の花崗岩類よりなるが、それよりも低い丘陵地は、新

生代洪積世に形成された大阪層群の礫、砂、粘土層からなっている。

また、河川沿いの低地は、おおむね新生代沖積世に形成された未固結の礫、砂、泥からなっている。

本市の地質を地史上の新しい順に整理すると以下のとおりとなる。

ア 沖積層

富雄川や竜田川などの河川に沿った低地に相当し、風化した花崗岩山地より発した河川が流域に多量の砂・礫を堆積させたものである。河川周辺以外では、生駒山の急斜面下の崖錘が沖積層と捉えられている。

イ 大阪層群

本市域の大阪層群は、主に竜田川に沿う生駒谷に分布する生駒累層と富雄川に沿う佐保累層の2つに大別される。前者は花崗岩質の砂からなるチャート礫を含む基底礫岩層の上に粘土層を挟んだ砂礫層が30～40mで堆積した地層で、後者は粘土・砂の互層であるが、西方へ移るに従い砂がち、礫がちになる。

ウ 瀬戸内火山岩類

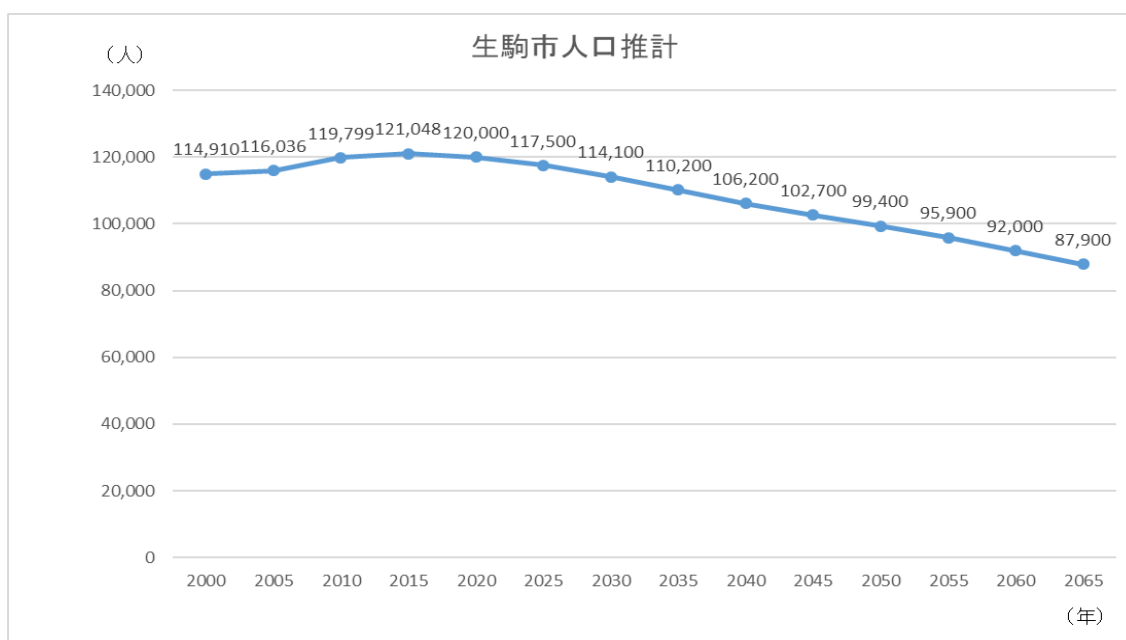
本市の宝山寺の裏山に突出する流紋岩質安山岩がこれに相当する。地質年代は中期中新世とされており、後述の領家複合岩類を貫くものである。

エ 領家複合岩類

花崗岩類・塩基性岩類等からなる本市の基盤となり山地の主体をなすものである。本市の花崗岩類は、著しく風化し、「マサ化」が進んでいる。塩基性岩類は、主に斑岩で生駒山の残丘を形成する。

2 社会特性

(1) 人口



(生駒市人口ビジョンの見直し推計)

本市の人口は約12万人、5万世帯（令和2年8月1日現在）となっており、大阪都市圏のベッドタウンとして人口増加を続けてきたが、今後は緩やかに減少すると予想されている。

特に、隣接する大阪府に通勤通学している比率が高く、昼夜間の人口に大きな差がある。そのため、昼間に大規模な災害が発生した場合、交通機関、道路などの機能低下により帰宅することが困難な市民が多数発生することが考えられる。

今後においては急速に高齢化が進む状況にあり、老年人口比率は2018年（平成30年）27.4%、2050年（令和32年）には37.4%まで増加し、その後減少に転じると見込まれている。

（平成31年3月「第6次生駒市総合計画」）

（2）土地利用・交通体系

ア 土地利用

本市は、地目別土地面積では、宅地が約38%、山林が約32%、田・畑が約22%の順に占める割合が高い。（平成31年1月1日現在）

また、本市は全域が都市計画区域に指定されており、そのうちの約40%が市街化区域に指定されている。

なお、人口集中地区は、13.6km²（平成27年度国勢調査の結果）と市域の約25%を占めており、近年拡大している。

イ 交通体系

本市の幹線道路は、北部を東西に通る国道163号と中北部を南北に通る県道枚方大和郡山線、中央部を南北に通る国道168号、そして南部を東西に通る国道308号、阪奈道路、第二阪奈道路があり、格子状にネットワークを形成している。

鉄道は、生駒駅を中心に、近畿日本鉄道株式会社の各路線として、東西に奈良線、けいはんな線が通り、南へ生駒線が伸びており、また、生駒山頂へ生駒ケーブルが通っている。

バスは、生駒駅前を主要バスターミナルとして、市域にバス路線が整備されている。

生駒市全域図



Ⅲ 国土強靱化地域計画策定にあたって

1 国土強靱化の理念

平成25年12月11日、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）」が公布・施行された。平成26年6月には、基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が閣議決定された。国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取り組みを推進している。また、「基本計画」は平成30年12月に見直しを加えられ、「防災・減災、国土強靱化のための3ヵ年緊急対策」が決定されている。

基本計画において、以下のように基本目標、事前に備えるべき目標が示されている。

(1) 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

ア 人命の保護が最大限図られること

イ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

ウ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

エ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進することとされている。

(2) 事前に備えるべき目標

基本計画では、事前に備えるべき目標として、以下の8つを設定している。

ア 直接死を最大限防ぐ

イ 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

ウ 必要不可欠な行政機能は確保する

エ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

オ 経済活動を機能不全に陥らせない

カ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

キ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

ク 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

つまり、基本目標に掲げた人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」（以下「リスクシナリオ」という。）を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチである。

大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築することを目指すものである。

よって、国土強靱化地域計画は、地方公共団体における国土強靱化に係る分野の計画等の指針となるものであり、国における基本計画と同様、地域における国土強靱化に係る計画等の指針としての性格を有するものである。

2 奈良県の基本的な考え方

国の基本計画策定を受け、奈良県においても、奈良県の防災・減災対策の継承を念頭に置きつつ、県土の強靱化を図ることを目的に、平成28年5月に「奈良県国土強靱化地域計画～災害に日本一強い奈良県へ～」が策定された。

奈良県は、この計画の中において、「奈良県の目指す姿」及び「基本目標」を明らかにしている。また、平成27年度で計画期間を満了した「奈良県地震防災対策アクションプログラム」の内容についても、計画に継承している。

(1) 奈良県の目指す姿

奈良県は、基本計画に基づく強靱化対策を推進し、大規模自然災害等に強い県土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう県民の力を向上させることにより、自然災害による死者ゼロの「災害に日本一強い奈良県」を目指す。

(2) 奈良県の基本目標

基本法では第14条で「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されている。

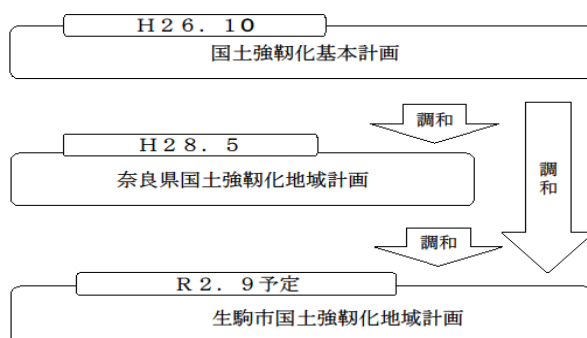
これを踏まえた上で、「災害に日本一強い奈良県」を目指す姿のもと、奈良県では以下の3つを基本目標とする。

自然災害の発生を可能な限り予測し、災害発生時にも

ア 人命を守る 災害による死者をなくす

イ 県民の生活を守る できる限り、家屋・インフラ・経済活動等の減災を図る

ウ 迅速な復旧・復興を可能にする



3 計画の位置付け

基本法第4条において「地方公共団体の責務」、基本法第13条において「国土強靱化地域計画」についての記述がされている。

【地方公共団体の責務（第4条）】

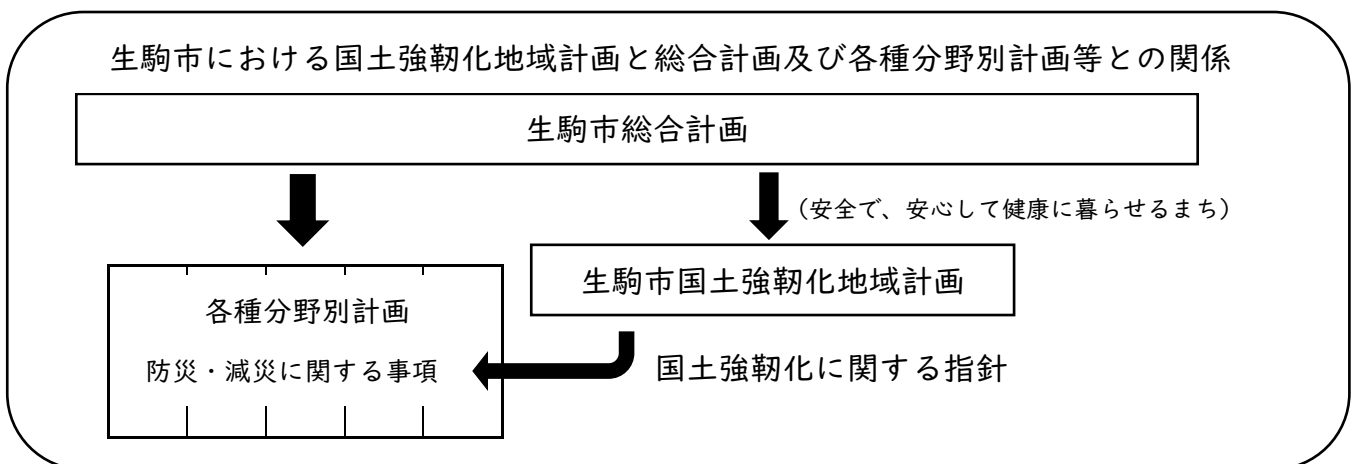
地方公共団体は、第2条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

【国土強靱化地域計画（第13条）】

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

生駒市国土強靱化地域計画は、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法第13条の規定に基づき策定するものである。

また、生駒市総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本市が有する様々な分野の計画等の防災・減災対策に関する事項について、指針となるべきものと位置付ける。



つまり、生駒市総合計画が目指す本市の将来都市像を踏まえ、国土強靱化の観点から、市民の生命と財産を守り、安全に暮らせるまちづくりを進めるとともに自助、共助、公助を着実に高めていくことにより、誰もが安心して生涯にわたって健康に生活できるまちづくりを進め、「安全で、安心して健康に暮らせるまち」を作るための施策を、総合的かつ計画的に推進する指針として、生駒市国土強靱化地域計画を策定するものである。また、平成29年度で計画期間を満了した「生駒市地震防災対策アクションプログラム」の後継計画として策定している。

4 国土強靱化地域計画策定ガイドライン等との整合性

生駒市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）の策定にあたっては、令和元年10月に奈良県から国土強靱化地域計画（案）【市町村雛形】が、また、令和2年6月には内閣官房国土強靱化推進室から国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）（以下「ガイドライン」という。）基本編、策定・改訂編、資料編が示されている。

ガイドラインは、国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方が示され、以下の順序で国土強靱化地域計画を作成していくこととする。

- (1) 目指すべき将来の地域の姿の想定
↓
- (2) 地域を強靱化する上での目標の明確化
- (3) リスクシナリオ、施策分野の設定
- (4) 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- (5) リスクへの対応方策の検討
- (6) 対応方策についての重点化・優先順位付け
- (7) KPI（重要業績指標）の設定
↓
- (8) 計画的に実施
↓
- (9) 結果の評価
↓
- (10) 全体の取組の見直し・改善



また、ガイドラインは、「国土強靱化地域計画は、計画を策定して終了ではなく、策定後にPDCAサイクルを回して取組を推進していくことが重要である」と、教示されている。

本計画は、これらを念頭に奈良県から示された国土強靱化地域計画(案)【市町村雛形】を参考に、本市の実情にあわせ策定を行った。よって、脆弱性の分析・評価、課題の検討、対応方策についての重点化・優先順位付け、KPI（重要業績指標）の設定は、行っていないため、次回見直し時に設定することとする。

5 計画期間

本計画は、県計画の現行計画が令和2年度中に見直しされる予定であることを踏まえ、また、ガイドラインに基づいた脆弱性の分析・評価、課題の検討、対応方策についての重点化・優先順位付け、KPI（重要業績指標）の設定を次回見直し時には行うことを鑑みて、令和2年度（2020年）から令和4年度（2023年）までの3年間とする。

IV 基本目標

1 国土強靱化基本計画及び奈良県国土強靱化地域計画に掲げられた基本目標

| 国土強靱化基本計画 | 奈良県国土強靱化地域計画 |
|--|---|
| (1) 人命の保護が最大限図られること (2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること (3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 (4) 迅速な復旧復興 | (1) 人命を守る 災害による死者をなくす (2) 県民の生活を守る できる限り、家屋・インフラ・経済活動等の減災を図る (3) 迅速な復旧・復興を可能にする |

2 本市の基本目標

本市は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、基本計画及び県計画との調和を図りながら、以下の3つを「基本目標」とする。

I 人命を守る（災害による死者をなくす）

II 市民の生活を守る

III 迅速な復旧復興を可能とする

V リスクシナリオの設定

1 リスクシナリオの設定の意義

本計画においては、大規模自然災害に伴うあらゆるリスクについて、適切な対処方針（Ⅵ「地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針」及びⅦ「施策ごとの推進方針」）を確立して具体的施策（別紙「推進方針の具体的な施策」）を推進し、その極限回避を行い、「想定される最悪の事態」の発生を防ぐことにより、先に示した基本目標の達成を図る。

このため、想定される全てのリスクについて、想定される最悪の事態を「リスクシナリオ」として具体化し、列挙する。

2 想定される災害（リスク）

住民の生活・本市の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、基本計画、県計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、水害、土砂災害それぞれについて、以下のとおり具体的な災害を想定した。

ただし、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、検討を進めた。

（1）地震

ア 内陸型地震（生駒断層帯）

奈良県が公表している「第2次奈良県地震被害想定調査」（平成16年10月作成）では、奈良県内に8つの起震断層を設定して被害を想定しており、本市に特に大きな被害が想定されるのは生駒断層帯による地震である。

平成28年に生駒市が独自に行った地震被害想定結果を以下に示す。

なお、被害については、冬の夕方を想定している。括弧内は、死者が最大となる冬の深夜を想定した場合の値である。

| 項目 | 生駒市の被害 |
|------|------------------|
| 最大震度 | 7 |
| 死者 | 204人(288人) |
| 負傷者 | 1,537人(2,106人) |
| 住家全壊 | 5,345棟 |
| 住家半壊 | 7,515棟 |
| 残出火数 | 17件(5件) |
| 避難者数 | 32,820人(32,203人) |

| | |
|-----------|-------|
| 断水率（直後） | 82.3% |
| 停電率（直後） | 89.6% |
| ガス支障率（直後） | 76.7% |

その他

- ・震度7等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路・鉄道についても被害を受ける可能性が高い。
- ・本市の通勤・通学者が大阪等から本市に帰宅することが困難となると予想される。

イ 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

本市における被害想定は、南海トラフ巨大地震モデル検討会で検討された地震動5ケースのうち、本市での揺れによる被害が最大となると想定される「陸側ケース」について実施した。その結果は以下のとおりである。

| 項目 | 生駒市の被害 |
|-----------|------------------|
| 最大震度 | 6弱 |
| 死者 | 21人(31人) |
| 負傷者 | 528人(757人) |
| 住家全壊 | 1,246棟 |
| 住家半壊 | 4,555棟 |
| 残出火数 | 2件(0件) |
| 避難者数 | 14,505人(14,452人) |
| 断水率（直後） | 54.7% |
| 停電率（直後） | 58.2% |
| ガス支障率（直後） | 35.6% |

本市においては、生駒断層帯の地震には及ばないが、矢田断層、奈良盆地東縁断層帯と同等の被害が発生することが想定される。

なお、県全体では、死者数は約1,700人、建物全壊棟数は約47,000棟と想定されており、県内の約7割の市町に震度6強の揺れが発生することが想定されている。

相当な被害が発生するとともに、被害が広域にわたり、県や他自治体からの応援が得られにくい状況になると考えられる。

(2) 水害

本市には、洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるとして、県が水位周知河川に指定した竜田川と富雄川がある。

また、近年は、全国的に局地大雨（ゲリラ豪雨）が多発しており、側溝や排水路が水をさばききれなくなり、河川の水が逆流するなどして浸水してしまう内水氾濫が増加傾向にある。

さらに、山地、丘陵地に囲まれている地勢から、土砂災害の潜在的なリスクは高いものの、生駒山地の本市側の斜面が比較的緩やかな勾配であること、矢田丘陵はやや急勾配であるが比較的標高が低いことから、過去に大規模な土砂災害は認識されていない。

本市に人的被害をもたらした風水害は、生駒市誌等の記録で確認できるものでは、次の6例があり、梅雨前線に伴う集中豪雨や台風によるものであった。

| 種別 (発生年月日) | 市内の 人的被害 | 市内の 家屋被害 | 摘要 |
|------------------------------|-----------------|------------------|-----------------------------------|
| 室戸台風 (昭和9年9月21日) | 死者6名 重軽傷者14名 | 不明 | 台風に伴う強風により、北倭第四尋常小学校が倒壊し、児童6名が死亡。 |
| 第2室戸台風 (昭和36年9月16日) | 重軽傷者66名 | 全壊169戸 半壊162戸 | 県内の死亡事例はいずれも強風に伴う建物倒壊が原因であった。 |
| 集中豪雨 (昭和41年7月2日) | 死者2名 重傷者1名 | 全壊3戸 半壊3戸 | 梅雨前線が低気圧を刺激して発生した大雨に伴う土砂災害。 |
| 昭和47年7月豪雨 (昭和47年7月11～14日) | 軽傷者1名 | 全壊3戸 半壊4戸 | 南下する梅雨前線を台風が刺激して発生した大雨に伴う洪水害。 |
| 平成29年台風21号 (平成29年10月22日) | 重傷者1名 | 全壊なし 半壊なし | 強風にあおられ転倒。 |
| 平成30年台風21号 (平成30年9月4日) | 軽傷者1名 | 全壊なし 半壊なし | 自転車運行中転倒。 |

また、以下に県内で大きな被害を受けた災害で、本市も被災した一例として、大和川大水害について記載する。

ア 浸水害 大和川大水害（昭和57年）

昭和57年8月2日午前0時に台風10号が紀伊半島の南海上を北上、渥美半島西部に上陸し、同日2日午前5時頃には能登半島から日本海へ抜けた。

一方、台風第9号が中国大陸で温帯低気圧に変わり、8月2日夜には九州南岸を経て、同月3日昼頃に紀伊半島を通過した。

奈良県では、7月31日夜半から、台風前面の停滞前線も活発化して大雨となり、8月2日、午後には一旦天候が回復したものの、同日午後10時には再び大雨となり3日午後まで降り続いた。

奈良市における雨量をみると、8月1日160mm（観測開始以来2番目）、8月3日155.5mm（同3番目）という記録的な豪雨となった。

これにより、王寺町で大規模な浸水被害が発生したほか、奈良県内各地で浸水被害や土砂崩れが発生し、死者・行方不明者16名、家屋全壊24棟、半壊・一部破壊34棟、床上浸水5,573棟、床下浸水5,084棟という甚大な被害となった。

本市では竜田川流域の近鉄南生駒駅周辺（小瀬町）、生駒駅周辺（谷田町、本町）で浸水被害が発生し、全壊2戸、半壊4戸であった。

市内の浸水想定区域については、竜田川、富雄川の浸水想定がなされており、竜田川沿いの浸水想定区域内の推定世帯数は約1,850世帯、富雄川沿いの浸水想定区域内の推定世帯数は約70世帯である。（令和元年6月推計）

概ね2メートル以下の想定であるが、いずれの河川においても2m以上の浸水が想定される場所がある。

イ 土砂災害 紀伊半島大水害（平成23年）

平成23年台風第12号が北上し、9月2日に四国に接近、同月3日午前10時頃高知県東部に上陸した。その後もゆっくり北上を続け、四国・中国地方を縦断して同月4日朝に日本海に抜けた。奈良県内では、台風接近に伴い、8月30日夜から雨が降りはじめたが、台風が遅かったため、9月4日の午前9時ごろまで長時間継続した。

総降水量は、上北山のアメダスで1,812.5mm、国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では2,436mmが観測されている。また、72時間降水量も上北山のアメダスで1,652.5mmと観測史上最大値を更新し、十津川村風屋のアメダスでも1,303mmを記録する等奈良県南部全域で経験したことがないような大雨となった。これに伴い、「深層崩壊」と考えられる大規模な斜面崩壊が多数発生し、河道閉塞による土砂ダムが4カ所で発生した。

本市では、この災害による大きな被害は発生していない。しかし、山地、丘陵地に囲まれている本市には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている地域が多数あり、山麓部の土石流をはじめとした土砂災害のリスクが存在する。土砂災害警戒区域内の推定世帯数は約4,600世帯、土砂災害特別警戒区域内の推定世帯数は約400世帯である。（令和元年6月推計）

なお、市内の土砂災害関連指定状況は以下のとおりである。

土砂災害関連指定状況（令和2年7月現在）

| | 種別 | |
|------|----------|---------------|
| | 土砂災害警戒区域 | |
| | | うち 土砂災害特別警戒区域 |
| 急傾斜 | 231箇所 | 218箇所 |
| 土石流 | 122箇所 | 67箇所 |
| 地すべり | 3箇所 | — |
| 合計 | 356箇所 | 285箇所 |

3 本市におけるリスクシナリオの設定

奈良県が設定したリスクシナリオを参考に、各基本目標に応じた、施策分野を設定し、対象とするリスク及び本市の特性を踏まえ、本市の「リスクシナリオ」を各分野に分類し、設定した。

I 人命を守る（災害による死者をなくす）

- 1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施
- 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

II 市民の生活を守る

- 3 市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持
- 4 ライフラインの確保
- 5 二次災害の防止

III 迅速な復旧復興を可能とする

- 6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

| | 施策分野 | リスクシナリオ |
|---|---------------------------|--|
| 1 | 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施 | 1-1 地震による建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生 1-2 異常気象等による急激な浸水の発生 1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生 1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生 1-5 防災の中核機能の麻痺低下により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 2 | 救助・救急、医療活動等の迅速な実施 | 2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等 |

| | | |
|---|-----------------------|--|
| | | <p>の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断</p> <p>2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶</p> <p>2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生</p> |
| 3 | 市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持 | <p>3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全</p> <p>3-2 被災による治安の悪化</p> <p>3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊</p> <p>3-4 食料等の安定供給の停滞</p> |
| 4 | ライフラインの確保 | <p>4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止</p> <p>4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態</p> <p>4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p> <p>4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止</p> <p>4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止</p> <p>4-6 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <p>4-7 交通ネットワークが分断する事態</p> |
| 5 | 二次災害の防止 | <p>5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響</p> <p>5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生</p> <p>5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大</p> |
| 6 | 地域社会、経済の迅速な再建・回復 | <p>6-1 大量発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> |

VI 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

I 基本的な方針

本市の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、大和川大洪水など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針に基づき地域強靱化を推進する。

(1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- ア 本市の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取組にあたる。
- イ 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- ウ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ア 災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- イ 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民及び事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ウ 非常時だけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ア 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- イ 限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。
- ウ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ア 人のつながりやコミュニティ機能を向上させ、各地域において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努める。
- イ 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障がい者及び外国人等に十分配慮する。
- ウ 地域の特性に応じて、環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る。

VII 施策ごとの推進方針

リスクシナリオを回避し、最悪の事態を回避するため推進方針は以下のとおりとする。
なお、推進方針の具体的な施策は、別紙のとおりとし、記載の事業等については、必要に応じ、適宜、見直していく。

| | |
|---|--|
| I 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施 | |
| 1-1 地震による建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生 | <ul style="list-style-type: none">・住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げに繋がることから、耐震事業を広く周知するなど耐震化に努める。・家庭での地震発生時の室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。・住宅用火災警報器設置については、自治会と連携し、啓発活動を行う。・消防関係車両の定期的更新を図る。・防災士・救急救命士の計画的な養成等により救急・救助体制の充実を図る。・奈良県防災士会等に協力を求めながら、市内防災士のスキルアップと連携強化を図る。・大規模災害に備えた消防組織体制の充実強化と消防装備の整備に努める。・消防団の資器材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。・災害時における避難のために交通安全対策の必要がある路線の整備や通学路の安全対策を実施する。・災害時における高齢者、障がい者等の避難のためにバリアフリー化を推進する。 |
| 1-2 異常気象等による急激な浸水の発生 | <ul style="list-style-type: none">・洪水ハザードマップを作成し、周知する。・洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制を確立する。・河川監視カメラの適正管理とホームページへ映像を掲載する。・県とともに内水対策を促進する。・大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会と連携して、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する。 |
| 1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生 | <ul style="list-style-type: none">・土砂災害ハザードマップを作成し、周知する。・土砂災害警戒区域等の確認と住民への連絡体制を確立する。・県とともに土砂災害危険箇所の対策を促進する。 |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等内にある避難所の取扱いの検討をする。 |
| 1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ・「自らの命は自らが守る」意識を意識の徹底、正しい避難行動を周知する。 ・避難所での良好な生活環境の確保に努める。 ・全国瞬時情報システム（Jアラート）や生駒市防災行政 MCA 無線（同報系、移動系）の維持管理及び拡充に努める。 ・緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達を実施する。 ・自主防災組織を主体とした訓練を実施する。 (避難行動訓練、避難所運営訓練等) |
| 1-5 防災の中核機能の麻痺低下により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎及び消防庁舎の自家発電設備の強化整備を図る。 ・消防庁舎の耐震化を図る。 ・情報伝達手段の多重化を推進する。 ・提供手段の多様化を推進する。 |

| | |
|---|---|
| 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施 | |
| 2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・物資支援に係る協定の拡充を図る。 |
| 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。【再掲】 ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。【再掲】 ・災害時応援協定の拡充を図る。 ・国、県とともに国道及び県道の整備を促進する。 ・市道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・孤立の可能性のある地域等を対象に通信訓練を実施する。 ・ヘリポートの適正な維持管理を進める。 |
| 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害の規模や被災地ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。 ・消防組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・ 各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。 ・ 防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。 ・ 学校、保育所等において防災研修や訓練を実施する。 ・ 自衛隊、警察、消防等と合同訓練が実施できるよう努める。 |
| | <p>2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県とともに国道及び県道の整備を促進する。【再掲】 ・ 市道を拡幅するなどの整備を促進する。【再掲】 ・ 長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。 ・ ヘリポートの適正な維持管理を進める。【再掲】 ・ 道路啓開計画を策定する。 ・ 各医療機関や医師会等各種団体と協定の締結に努める。 ・ 各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。 |
| | <p>2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知する。 ・ 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。 ・ 自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。【再掲】 ・ 避難所のバリアフリー化を推進する。 |

| | |
|----------------------------------|--|
| <h3>3 市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持</h3> | |
| | <p>3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年、職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。 ・ 本庁舎及び消防庁舎の自家発電設備の強化整備を図る。【再掲】 ・ 職員訓練を通じ地域防災計画、業務継続計画等を実用的なものに見直す。 ・ 業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。 ・ 災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。 ・ 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し、適正に管理する。 ・ 非常用電源を確保する。 |
| | <p>3-2 被災による治安の悪化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察等と合同訓練が実施できるよう努める。 ・ 平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。 ・ 各自主防災組織が訓練を実施するように努め、併せて防犯意識も高める。 |

| | |
|---------------------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・県、市が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーを育成する。 |
| 3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後も事業者等が生産活動を早期に再開できるよう、主要幹線道路（国道、県道、市道）の整備を進める。 ・耐震化計画に基づき橋梁の耐震化を図る。 ・地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する。 ・事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。 |
| 3-4 食料等の安定供給の停滞 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及びこれに接続する県道、市道の強靱化と整備を促進する。 ・食料等物資提供の協定の締結に努める。 ・物資輸送等に係る協定の締結に努める。 ・ヘリポートの適正な維持管理を進める。【再掲】 |

| | |
|---|---|
| 4 ライフラインの確保 | |
| 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止 | <ul style="list-style-type: none"> ・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し、適正に管理する。【再掲】 ・小型発電機を整備し、適正に管理する。 ・専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信の確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える。 ・本庁舎及び消防庁舎の自家発電設備の強化整備を図る。【再掲】 |
| 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国瞬時警報システム(Jアラート)の適正な運用管理を行う。 ・防災行政無線について、緊急時でも48時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正に管理する。 |
| 4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能なよう道路（国道、県道、市道）の整備を促進する。 ・上水道施設の耐震化を進める。 ・事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。【再掲】 |
| 4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 | <ul style="list-style-type: none"> ・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し、適正に管理する。【再掲】 ・小型発電機を整備し、適正に管理する。【再掲】 |

| | |
|-------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎及び消防庁舎の自家発電設備の強化整備を図る。【再掲】 ・ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。 |
| 4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止 | <ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の耐震化を進める。【再掲】 ・自家用発電機設備等の整備及び適正管理に努める。 ・水道用復旧資機材を備蓄する。 |
| 4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。【再掲】 ・清掃・衛生関係組合等との協定の締結に努める。 |
| 4-7 交通ネットワークが分断する事態 | <ul style="list-style-type: none"> ・国、県とともに国道及び県道の整備を促進する。【再掲】 ・市道を拡幅するなどの整備を促進する。【再掲】 ・道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化 ・リニア中央新幹線 三重・奈良ルート of 早期全線整備を促進する。 |

| | |
|------------------------------|--|
| 5 二次被害の防止 | |
| 5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・風評被害が拡散しないよう市内外に正確な情報を発信する体制を整備する。 |
| 5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生 | <ul style="list-style-type: none"> ・貯水池やため池の改修や点検に努める。 ・ため池ハザードマップを整備し、地域住民に周知する。 |
| 5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地等が荒廃しないよう、集落を挙げて維持する。 ・鳥獣害対策を適正に実施し、農地や山林が荒廃しないように努める。 |

| | |
|---|--|
| 6 地域社会、経済の迅速な再建・回復 | |
| 6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態 | <ul style="list-style-type: none"> ・「生駒市災害廃棄物処理計画」の定期的な見直しを行う。 ・一般廃棄物処理業者等との協定締結を推進する。 |
| 6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | <ul style="list-style-type: none"> ・市に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。 ・ 自主防災組織、消防団、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活発化し、地域コミュニティの結びつきを強くする。 |
| | <p>6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県とともに国道及び県道の整備を促進する。【再掲】 ・ 市道を拡幅するなどの整備を促進する。【再掲】 ・ 長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。【再掲】 ・ 交通関係業者、運送業者との協定の締結を図る。 |

《別紙》

◆推進方針の具体的な施策◆（令和4年3月修正版）

推進方針の具体的な施策は、以下のとおりである。

Ⅰ 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

発災時、人命の保護が最大限図られるよう備える。

Ⅰ-Ⅰ 地震による建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生

・市立小中学校体育館の非構造部材の耐震化を実施する。

（生駒小学校、生駒南小学校、生駒台小学校、俵口小学校、鹿ノ台小学校
桜ヶ丘小学校、あすか野小学校、壺分小学校、生駒南第二小学校、生駒中学校
生駒南中学校、緑ヶ丘中学校、鹿ノ台中学校、光明中学校、大瀬中学校
生駒東小学校、上中学校）【市】（教育総務課）

・生涯学習施設の非構造部材の耐震化を実施する。

（たけまるホール、北コミュニティセンター、南コミュニティセンター
図書会館、芸術会館美楽来、コミュニティセンター）【市】（生涯学習課）

・市立体育施設内の体育館の非構造部材の耐震化を実施する。

（生駒北スポーツセンター体育館、北大和体育館、総合公園体育館、市民体育館
むかひやま体育館、小平尾南体育館、井出山体育館）【市】（スポーツ振興課）

・市立学校給食センターの老朽化に伴う改修を実施する。【市】（給食センター）

・県立高等学校体育館の耐震化を実施する。（生駒高校）【県】

・災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業、宅地耐震化推進事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する。

【市】（営繕課ほか）

・「生駒市耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅等の耐震診断及び耐震改修を支援する。【市】（建築課）

・公共施設及び公共施設内の設備（EV等）の耐震診断及び耐震改修を実施する。

【市】（公共施設管理者）

・「生駒市営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅の長寿命化を図る。

【市】（営繕課）

・地域の防災リーダーである防災士を育成する。【市】（防災安全課）

・消防関係車両の更新を図る。【市】（消防警防課）

- ・消防団無償貸付車両制度及び消防力強化支援事業を活用し、消防団車両の更新を図る。【市】（消防総務課）
- ・消防団員の確保を図るとともに、常備消防との連携強化、団員の知識・技術向上を図る。【市】（消防総務課）
- ・全消防団員を対象とした定期的な訓練を実施する。【市】（消防総務課）
- ・災害時における避難のために交通安全対策の必要がある路線の整備や通学路の安全対策を実施する。

元町菜畑線ほか【市】（土木課）

谷田小明線【市】（土木課）

鹿畑清水線ほか【市】（土木課）

- ・南の地域拠点として位置付けられている南生駒駅周辺について、災害時における高齢者、障がい者等の避難のためにバリアフリー化を推進する。

【県】【市】（事業計画課ほか）

1-2 異常気象等による急激な浸水の発生

- ・ハザードマップに浸水想定区域等の情報を掲載し、市民に周知する。
- ・県管理河川に設置された危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを適正に管理、運用する。【県】
- ・河川はん濫に対する対策を推進する。

【市】（防災安全課）

竜田川河川改修（生駒工区、小瀬工区、菜畑工区）【県】

富雄川樹木伐採・土砂掘削【県】

山田川河川改修【県】

1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生

- ・ハザードマップに土砂災害警戒区域等の情報を掲載し、市民に周知するとともに、土砂災害危険箇所等に関する情報を市ホームページに掲載する。

【市】（防災安全課）

- ・土砂災害危険箇所の対策を促進するため、以下の整備を進める。

（砂防事業）文珠川、モチ川、神田川、薬師堂川【県】

（急傾斜地崩壊対策事業）谷田町地区【県】

（地すべり対策事業）鹿畑町地区【県】

（総合流域防災事業）大和川園域【県】

- ・土砂災害特別警戒区域等災害の発生の恐れのある区域の土地利用の規制・誘導

【県】【市】（都市計画課）

1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

- ・住民一人ひとりが日頃から災害に関する知識を習得し、備えるために、防災知

- 識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する。【市】(防災安全課)
- ・新たな基準に合った避難所・緊急避難場所表示の更新と路上の誘導サインの表示の設置を進める。【市】(防災安全課)
- ・全国瞬時警報システム(Jアラート)や奈良県防災行政通信ネットワーク、生駒市防災行政MCA無線(同報系、移動系)の定期点検及び聴取困難の改善を図る。【県】【市】(防災安全課)
- ・登録制メール、市ホームページ、SNS(フェイスブック・ツイッター等)による情報伝達手段を市民に周知・登録を促進し、緊急速報メール(エリアメール)については瞬時に対応できるよう構築する。【市】(防災安全課)
- ・自治会・自主防災組織を対象とした住民参加型の防災訓練を実施するとともに、地域の防災リーダーとの交流を推進しながら、自主防災組織が主催する訓練が実施されるよう支援する。【市】(防災安全課)
- ・避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員と平常時から共有し支援体制を継続する。
【市】(高齢施策課、防災安全課)
- ・土砂災害警戒区域や浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の策定と施設利用者の安全確保のための体制の整備を促進する。
【市】(防災安全課ほか)
- ・在住外国人の安全・安心を確保するため、観光庁監修の災害時情報提供アプリ「Safety tips」や多言語対応アプリ「カタログポケット」等の周知を行い、外国人向けの災害情報の伝達体制を検討する。【市】(防災安全課)

1-5 防災の中核機能の麻痺低下により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ・消防庁舎の自家発電設備を改修し、適正に管理する。【市】(消防総務課)
- ・本庁舎の自家発電設備を改修し、適正に管理する。【市】(総務課)
- ・消防庁舎の耐震化を実施する。【市】(消防総務課)
- ・全国瞬時警報システム(Jアラート)や奈良県防災行政通信ネットワーク、生駒市防災行政MCA無線(同報系、移動系)の定期点検を実施する。
【県】【市】(防災安全課)〔再掲〕
- ・登録制メール、市ホームページ、SNS(フェイスブック・ツイッター等)による情報伝達手段を市民に周知・登録を促進し、緊急速報メール(エリアメール)については瞬時に対応できるよう構築する。【市】(防災安全課)〔再掲〕

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える。

2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止

- ・ 1週間分の非常用食料の自発的な備蓄を促進する。【市】(防災安全課)
- ・ 帰宅困難者が発生した場合、交通機関、観光機関、民間事業者等においては、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する。【市】(防災安全課)
- ・ 計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、備蓄食料や水を定期的に更新する。

【市】(防災安全課)

- ・ 家庭や企業による自主備蓄や市による備蓄物資の不足に備えて、企業等との救援物資供給協定による流通備蓄の拡充を図る。【市】(防災安全課)
- ・ 緊急輸送道路の整備を促進する。

国道168号(小平尾バイパス)【県】

大阪生駒線(辻町IC)【県】

- ・ 緊急輸送道路に接続する国道、県道の整備を促進するとともに市道の整備を推進する。

国道163号(清滝生駒道路)【国】

大阪枚岡奈良線(月見工区)【県】

谷田小明線【市】(土木課)

北田原中学校線【市】(土木課)

- ・ 緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震化を推進する。

壱分乙田線ほか【市】(土木課)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ・ 1週間分の非常用食料の自発的な備蓄を推進する。【市】(防災安全課)〔再掲〕
- ・ 計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、備蓄食料や水の定期的な更新を行う。

【市】(防災安全課)〔再掲〕

- ・ 自治体、各種団体、民間事業者等との間で災害時の応援について協定を締結し、災害発生時の応急対応や食料・飲料水等の確保など、災害対応力の強化を図る。

【市】(防災安全課)

- ・ 緊急輸送道路の整備を促進する。〔再掲〕

国道168号(小平尾バイパス)【県】

大阪生駒線(辻町IC)【県】

- ・ 緊急輸送道路に接続する国道、県道の整備を促進するとともに市道の整備を推

進する。〔再掲〕

国道163号（清滝生駒道路）【国】

大阪枚岡奈良線（月見工区）【県】

谷田小明線【市】（土木課）

北田原中学校線【市】（土木課）

- ・ 緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震化を推進する。〔再掲〕

壱分乙田線ほか【市】（土木課）

- ・ 災害活動用緊急ヘリポートの適切な維持管理を行う。【市】（各施設管理者）

- ・ 奈良県が実施している孤立可能性集落対策としての災害活動用緊急ヘリポートの把握に協力する【市】

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断

- ・ 災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る。

【市】（防災安全課、消防本部）

- ・ 全消防団員を対象とした定期的な訓練を実施する。【市】（消防総務課）〔再掲〕
- ・ 防災訓練等への警察・消防等の防災関係機関に参加協力を促進するなど、「顔の見える関係」を構築し、連携体制を強化する。【市】（防災安全課）

2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶

- ・ 緊急輸送道路の整備を促進する。〔再掲〕

国道168号（小平尾バイパス）【県】

大阪生駒線（辻町IC）【県】

- ・ 緊急車両等の通行を容易にし、救助・救急、医療活動ルートとなる道路整備を推進する。

国道163号（清滝生駒道路）【国】

大阪枚岡奈良線（月見工区）【県】

谷田小明線【市】（土木課）

北田原中学校線【市】（土木課）

- ・ 緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震化を推進する。〔再掲〕

壱分乙田線ほか【市】（土木課）

- ・ 災害活動用緊急ヘリポートの適切な維持管理を行う。【市】（各施設管理者）

〔再掲〕

- ・ 奈良県が実施している孤立可能性集落対策としての災害活動用緊急ヘリポート

の把握に協力する。【市】〔再掲〕

- ・協定を締結した医師会、歯科医師会、薬剤師会と防災訓練・図上訓練等を通じて、継続的な連携協力体制を構築する。【市】（地域医療課）
- ・医療関係機関と連携し、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施するため、初期医療体制及び生駒市立病院を始めとする市内救護病院の後方医療体制の整備充実を図る。【市】（地域医療課）
- ・医薬品、医療器具等医療救護活動に必要な物資等を確保するため、医師会・薬剤師会等関係機関と協力し、物資調達体制の整備を図る。【市】（地域医療課）
- ・医療救護活動に従事する医師等、又は医薬品・医療器具が不足する場合に備え、県日本赤十字社等関係機関と連携し、応援要請体制の整備を図る。

【市】（地域医療課）

2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生

- ・避難所運営の指針となる「避難所運営マニュアル」に基づき、平常時から衛生・防疫体制を整える。【市】（防災安全課、健康課）
- ・仮設トイレや簡易トイレ等の計画的な備蓄を実施するとともに、民間事業者等と仮設トイレ等の設置運搬に係る協定締結を促進する。

【市】（防災安全課、環境保全課）

- ・災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る。【市】（防災安全課）
- ・避難所となる公共施設に災害用備蓄倉庫の設置を進める。【市】（防災安全課）
- ・災害時に避難所・緊急避難場所として使用される市立中学校、市立こども園のトイレのバリアフリー化を推進する。（緑ヶ丘中学校、上中学校、光明中学校、大瀬中学校、生駒幼稚園）【市】（教育総務課、こども課）

3 市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるよう備える。

3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全

- ・業務継続計画（BCP）等に基づき、職員を対象とした図上訓練や参集職員を継続的に実施し、訓練内容を踏まえて各種計画の見直しを図る。

【市】（防災安全課）

- ・市職員を対象とする防災研修を実施するなど、平常時から危機管理意識の周知を図る。【市】（防災安全課）
- ・本庁舎の自家発電設備を改修し、適正に管理する。【市】（総務課）〔再掲〕

- ・災害に強い基盤構築のための自治体クラウドの整備を図る。
【市】(ICTイノベーション推進課)
- ・緊急時証明発行システムの整備を図る。【市】(防災安全課)
- ・避難所の非常用電源として、太陽光・蓄エネシステムを導入する。
【市】(SDGs推進課)
- ・市域に分散型エネルギーを導入し、災害時におけるエネルギーを確保する。
【市】(SDGs推進課)

3-2 被災による治安の悪化

- ・防災訓練等への警察・消防等の防災関係機関に参加協力を促進するなど、「顔の見える関係」を構築し、連携体制を強化する。【市】(防災安全課)〔再掲〕
- ・各地域の「支え合い活動」が活発となるよう関係団体を支援する。
【市】(市民活動推進課)
- ・犯罪が起きにくい環境づくりのため、自治会による防犯カメラの設置に対する補助事業を通じて犯罪の未然防止を図る。【市】(防災安全課)
- ・防犯協議会をはじめとした関係機関・団体と連携した取組を行い、平常時から防犯意識の高揚を図る。【市】(防災安全課)
- ・防災訓練や研修の情報を自主防災組織への通知や SNS を活用して案内し、地域の防災リーダーの育成に繋げる。【市】(防災安全課)
- ・奈良県自主防犯・防災リーダー研修(防災士養成講座)を積極的に活用し、地域の防災リーダーを育成する。【市】(防災安全課)

3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊

- ・事業所等に対して、商工会議所と連携し、事業継続計画(BCP)を策定するよう周知を図る。【市】(商工観光課)
- ・主要幹線道路の整備を促進するとともに、企業へのアクセスルートとなる道路の整備を推進する。
国道168号(小平尾バイパス)【県】
大阪生駒線(辻町IC)【県】
大阪枚岡奈良線(月見工区)【県】
国道163号(清滝生駒道路)【国】
北田原中学校線【市】(土木課)
- ・橋梁の耐震化を図る。
市道の橋梁耐震補強(壺分乙田線ほか)【市】(土木課)

3-4 食料等の安定供給の停滞

- ・計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、備蓄食料や水の定期的な更新を行う。
【市】（防災安全課）〔再掲〕
- ・自治体、各種団体、民間事業者等との間で災害時の相互応援について協定を締結し、災害発生時の応急対応や食料・飲料水等の確保など、災害対応力の強化を図る。【市】（防災安全課）〔再掲〕
- ・災害活動用緊急ヘリポートの適切な維持管理を行う。【市】（各施設管理者）
〔再掲〕
- ・奈良県が実施している孤立可能性集落対策としての災害活動用緊急ヘリポートの把握に協力する。【市】〔再掲〕
- ・緊急輸送道路の整備を促進する。〔再掲〕
国道168号（小平尾バイパス）【県】
大阪生駒線（辻町IC）【県】
- ・緊急輸送道路に接続する国道、県道の整備を促進するとともに市道の整備を推進する。〔再掲〕
国道163号（清滝生駒道路）【国】
大阪枚岡奈良線（月見工区）【県】
谷田小明線【市】（土木課）
北田原中学校線【市】（土木課）
- ・緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震化を推進する。〔再掲〕
壱分乙田線ほか【市】（土木課）

4 ライフラインの確保

災害発生直後から電気・ガス・水道・交通・通信等ライフラインが確保できるよう備える。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止

- ・奈良県防災行政通信ネットワーク及び生駒市移動系防災行政無線の維持管理を行い、専用通信回線遮断時の情報伝達手段の確保を行う。【市】（防災安全課）
- ・消防庁舎の自家発電設備を改修し、適正に管理する。
【市】（消防総務課）〔再掲〕
- ・本庁舎の自家発電設備を改修し、適正に管理する。【市】（総務課）〔再掲〕
- ・避難所の非常用電源として、太陽光・蓄エネシステムを導入する。
【市】（SDGs推進課）〔再掲〕
- ・市域に分散型エネルギー源を導入し、災害時におけるエネルギーを確保する。
【市】（SDGs推進課）〔再掲〕

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）及び生駒市同報系防災行政無線の維持管理を行い、発災時の市民への情報伝達に活用する。【市】（防災安全課）

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- ・事業所等に対して、商工会議所と連携し、事業継続計画（BCP）を策定するよう周知を図る。【市】（商工観光課）〔再掲〕
- ・緊急輸送道路の整備を促進する。〔再掲〕
 - 国道168号（小平尾バイパス）【県】
 - 大阪生駒線（辻町IC）【県】
- ・緊急輸送道路に接続する国道、県道の整備を促進するとともに市道の整備を推進する。〔再掲〕
 - 国道163号（清滝生駒道路）【国】
 - 大阪枚岡奈良線（月見工区）【県】
 - 谷田小明線【市】（土木課）
 - 北田原中学校線【市】（土木課）
- ・緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震化を推進する。〔再掲〕
 - 壱分乙田線ほか【市】（土木課）

4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電施設）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- ・奈良県と奈良県LPガス協会との「災害時におけるLPガスの優先供給に関する協定」の対象となる拠点避難施設の把握に協力し、災害時のLPガス等の供給継続を図る。【市】（防災安全課）
- ・「災害時等におけるLPガス等の供給に関する協定書」を締結している奈良県LPガス協会生駒支部と定期的に連絡体制、連絡方法等について協議し、相互確認を図る。【市】（防災安全課）
- ・消防庁舎の自家発電設備を改修し、適正に管理する。
 - 【市】（消防総務課）〔再掲〕
- ・本庁舎の自家発電設備を改修し、適正に管理する。【市】（総務課）〔再掲〕
- ・避難所の非常用電源として、太陽光・蓄エネシステムを導入する。
 - 【市】（SDGs推進課）〔再掲〕
- ・市域に分散型エネルギー源を導入し、災害時におけるエネルギーを確保する。
 - 【市】（SDGs推進課）〔再掲〕

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ・管路の更新（耐震化）を実施する。【市】（水道工務課）
- ・水道施設の耐震化を実施する。【市】（浄水場）

4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ・下水処理施設の耐震診断を実施する。【市】（竜田川浄化センター）
- ・流域下水道施設の老朽化対策や耐震化を実施する。【県】
- ・生活排水処理施設の被災情報や避難所数を把握のうえ、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、あわせて計画的な収集体制を整備する。【市】（防災安全課）
- ・避難人数を把握するなど、避難所等に必要な仮設トイレを確保する。
【市】（防災安全課）
- ・仮設トイレが不足する場合は、県に支援を要請し、必要に応じて他自治体、関係団体に依頼し、必要数を確保のうえ、優先順位に配慮して設置を行う。
【市】（防災安全課）
- ・し尿の収集運搬車両の必要数を把握し、し尿の収集・処理体制を確保する。
【市】（環境保全課）
- ・公共下水道の事業計画区域外等において、生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するとともに災害に強い浄化槽の整備に対して支援を行う。
【市】（下水道課）

4-7 交通ネットワークが分断する事態

- ・道路管理者、警察及び交通事業者との災害時の連絡体制を整備する。
【市】（管理課）
- ・主要幹線道路の整備を促進するとともに、路線バスルートである道路の整備を推進する。
 - 国道168号（小平尾バイパス）【県】
 - 大阪生駒線（辻町IC）【県】
 - 大阪枚岡奈良線（月見工区）【県】
 - 国道163号（清滝生駒道路）【国】
 - 北田原中学校線【市】（土木課）
- ・強靱な東西高速交通ルートを形成するため、リニア中央新幹線の早期全線整備を国及びJR東海に働きかける。【市】（都市計画課）

5 二次災害の防止

制御不能な二次災害を発生しないよう備える。

5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響

- ・緊急速報メール（エリアメール）、登録制メール、市ホームページ、SNS（フェイスブック・ツイッター等）による市からの正確な情報伝達を行う。また、必要に応じて車両による広報を行う。【市】（防災安全課）

5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生

- ・農業用ため池ハザードマップにより、危険区域を市民に周知する。
【市】（農林課）
- ・特定農業用ため池の指定検討を実施する。【市】（農林課）
- ・農業用ため池の改修を行う。【県】【市】（農林課）
高山ため池【県】
- ・農業用ため池の機能保全計画を策定する。（高山ため池）【県】
- ・河川はん濫に対する対策を推進する。【県】〔再掲〕
竜田川河川改修（生駒工区、小瀬工区、菜畑工区）【県】
富雄川樹木伐採・土砂掘削【県】
山田川河川改修【県】

5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大

- ・過疎化・高齢化等による農村地域の集落機能の低下により、農地が持つ多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、担い手への農地集積、市民等による遊休農地活用の推進、並びに地域が行う農業用施設の改修に係る補助等を活用して、農地の保全に取り組む。【市】（農林課）
- ・農地や山林が荒廃しないよう、被害を与える鳥獣の対策に対し、支援を行う。
【市】（農林課）

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・発生した災害廃棄物及びし尿は、市域内での処理を基本とするが、施設の被災状況や廃棄物量を勘案し、相互支援協定に基づき、県に支援を要請し、広域処理を行う。【市】（環境保全課）
- ・災害の規模に応じ、県に応援要請し、民間団体等の支援を求める。
【市】（環境保全課）
- ・家屋の損壊数等の被害状況や浸水域の面積等から災害廃棄物等の発生状況を推

計し、他市町村と事前に連携調整を行う。【市】（環境保全課）

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・自治会・自主防災組織を対象とした住民参加型の防災訓練を実施するとともに、地域の防災リーダーとの交流を推進しながら、自主防災組織が主催する訓練が実施されるよう支援する。【市】（防災安全課）〔再掲〕
- ・奈良県自主防犯・防災リーダー研修（防災士養成講座）を積極的に活用し、地域の防災リーダーを育成する。【市】（防災安全課）〔再掲〕
- ・住民の自治会活動への参加を推進し、活動を活発化するため、自治会等への加入促進を行う。【市】（市民活動推進課）
- ・公園施設において、老朽化に対する施設の安全対策の強化を図るため、「生駒市公園施設長寿命化計画」に基づき、都市公園の遊具、施設の撤去・更新を促進する。【市】（みどり公園課）
- ・甚大な農業被害がもたらされた災害発生時に、農業用施設・機械の再建等の支援を行う。【市】（農林課）

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・緊急輸送道路の整備を促進する。〔再掲〕
 - 国道168号（小平尾バイパス）【県】
 - 大阪生駒線（辻町IC）【県】
- ・緊急輸送道路に接続する国道、県道の整備を促進するとともに市道の整備を推進する。〔再掲〕
 - 国道163号（清滝生駒道路）【国】
 - 大阪枚岡奈良線（月見工区）【県】
 - 谷田小明線【市】（土木課）
 - 北田原中学校線【市】（土木課）
- ・緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震化を推進する。〔再掲〕
 - 壺分乙田線ほか【市】（土木課）
- ・橋梁の長寿命化を推進する。
 - 市道の橋梁点検（市内全域）【市】（管理課）
 - 市道の橋梁修繕（市内全域）【市】（管理課）
 - 県管理道路の橋梁修繕（国道168号小瀬橋ほか1橋）【県】
- ・排水機能維持のため道路の舗装修繕を推進する。
 - 県管理道路の舗装修繕（国道168号ほか）【県】
- ・道路機能維持のため道路施設の維持管理を促進する。
 - 市道の法面等の点検及び修繕（奈良阪南田原線ほか）【市】（管理課）
 - 市道の法面对策（奈良阪南田原線ほか）【市】（管理課）

市道の舗装修繕（芝庄田線ほか）【市】（管理課）

市道の大型標識保安全管理（奈良阪南田原線ほか）【市】（土木課）

- ・ 各種防災事業の円滑化や被災後の復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査事業(国土調査)を実施する（西菜畑町他）【市】（土木課）

巻末資料

(内閣官房国土強靱化推進室 国土強靱化地域計画ガイドライン第7版) 抜粋

1 国土強靱化の理念

平成25年12月11日に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号。以下「基本法」という。)が公布・施行された。平成26年6月には、基本法第10条に定める国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)が閣議決定された。国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進している。また、基本計画は平成30年12月に見直しを加えられ、防災・減災、国土強靱化のための3ヵ年緊急対策が決定された。

国の基本計画において、以下のように国土強靱化の理念が明記されている。

(1) 国土強靱化の理念

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返し、さいなまれてきた。そして、規模の大きな災害であればある程に、まさに「忘れた頃」に訪れ、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきた。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なる。大地震等の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくり、地域づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要である。そして、この地域づくり、国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、地域、国の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要がある。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

ア 人命の保護が最大限図られること

イ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

ウ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

エ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進することとされている。

(2) 「防災」と「国土強靱化」

「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」を取りまとめるものである。したがって、例えば、防災基本計画では、「各災害に共通する対策編」を設けつつ、「地震災害対策編」「津波災害対策編」など、リスクごとに計画が立てられるとされている。

「国土強靱化」は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとしている。そのため、基本計画では、事前に備えるべき目標として、以下の8つを設定している。

- ア 直接死を最大限防ぐ
- イ 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ウ 必要不可欠な行政機能は確保する
- エ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- オ 経済活動を機能不全に陥らせない
- カ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- キ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ク 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

つまり、基本目標に掲げた人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」（以下「リスクシナリオ」という。）を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチである。国土強靱化は、そうした最悪の事態を起こさない、強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開していくものである。

そして、そうした強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめるものが、強靱化の計画であり、国土強靱化は、土地利用の在り方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方をリスクマネジメントの観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものである。また、実施主体も、地域においては、地方公共団体内の関係部署・部局にとどまらず、自治会や住民、商工会議所等の経済団体や交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等に係る民間事業者など、広範な関係者と連携・協力しながら進めるものとされている。

このようにして、大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築することを目指すものである。

(奈良県国土強靱化地域計画 平成28年5月) 抜粋

国の基本計画策定を受け、奈良県においても、奈良県の防災・減災対策の継承を念頭に置きつつ、県土の強靱化を図ることを目的に、平成28年5月、「奈良県国土強靱化地域計画～災害に日本一強い奈良県へ～」が策定された。

奈良県は、この計画の中において、「奈良県の目指す姿」及び「基本目標」を明らかにしている。

(1) 奈良県の目指す姿

奈良県は、温暖な内陸性気候であり、災害が比較的少ない地域と言われてきた。しかし、過去には宝永地震や伊賀上野地震など、大地震による被害が県内でも発生したことが記録されている。また、明治の十津川大水害、伊勢湾台風、大和川大水害など幾度となく大きな水害が発生しており、平成23年9月には、台風第12号がもたらした大雨により南部・東部の山間地域を中心に大規模な土砂災害が発生し、多くの貴重な命が失われたことは記憶に新しいところである。

近年の気象状況を見ると、記録的な豪雨による土砂災害や浸水被害など、大規模な災害が全国各地で発生している。また、国の発表による南海トラフ巨大地震の被害想定では、超広域にわたって甚大な被害が発生し、県内においても最大で建物全壊棟数約47,000棟、死者約1,700人という大きな被害が予想されている。

災害は、社会のあり方によって被害の状況が大きく異なる。このため、予断を持たず最悪の事態を念頭に置き、平時から大規模自然災害等への備えを行うことが重要である。

このため、基本計画に基づく強靱化対策を推進し、大規模自然災害等に強い県土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう県民の力を向上させることにより、自然災害による死者ゼロの「災害に日本一強い奈良県」を目指す。

(2) 奈良県の基本目標

基本法では第14条で「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されている。

これを踏まえた上で、「災害に日本一強い奈良県」との目指す姿のもと、奈良県では以下の3つを基本目標とする。

自然災害の発生を可能な限り予測し、災害発生時にも

ア 人命を守る 災害による死者をなくす

イ 県民の生活を守る できる限り、家屋・インフラ・経済活動等の減災を図る

ウ 迅速な復旧・復興を可能にする

道路の整備に関する事業

別表1

対応する
リスクシナリオ

| | 事業名など | 路線名など | 事業概要 | 事業期間 | 全体事業費(千円) |
|-------|-----------------|-----------|------------------------|--------------|-----------|
| 1-1 | 通学路安全対策事業 | 鹿畑清水線ほか | 区画線や防護柵の設置 | 平成26年度～令和4年度 | 134,338 |
| 1-1 | 生活道路安全対策事業 | 元町菜畑線ほか | 歩行者空間等の整備 歩道の侵入防止対策 | 平成26年度～令和4年度 | 109,262 |
| 2-1ほか | 道路新設改良事業 | 谷田小明線 | バイパス化 | 平成27年度～令和6年度 | 247,845 |
| 2-1ほか | 道路整備事業 | 北田原中学校線 | 道路等基盤整備 | 平成22年度～令和5年度 | 343,581 |
| 6-3 | 市道の舗装修繕 | 芝庄田線ほか | 舗装修繕工事 | 令和元年度～令和4年度 | 367,241 |
| 6-3 | 市道の法面及び構造物等点検事業 | 奈良阪南田原線ほか | 法面等の点検及び修繕 | 平成29年度～令和4年度 | 20,000 |
| 6-3 | 市道の法面对策 | 奈良阪南田原線ほか | 法面对策 | 令和2年度～令和4年度 | 100,000 |

生駒市国土強靱化地域計画 予定事業一覧（補助金・交付金事業）(令和4年3月修正版)

別表2-1

対応する
リスクシナリオ

| | 実施事業名 | 事業箇所・路線名等 | 事業の概要 | 対象となる補助金・交付金の名称 | 担当課 |
|-----|------------------------------|----------------|---|-----------------|---------|
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 生駒小学校 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 生駒南小学校 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 生駒台小学校 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 俵口小学校 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 鹿ノ台小学校 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 桜ヶ丘小学校 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | あすか野小学校 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 壺分小学校 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 生駒南第二小学校 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 生駒中学校 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 生駒南中学校 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 緑ヶ丘中学校 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 鹿ノ台中学校 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 大瀬中学校 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 光明中学校 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 生駒北スポーツセンター体育館 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | スポーツ振興課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 北大和体育館 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | スポーツ振興課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 総合公園体育館 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | スポーツ振興課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 市民体育館 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | スポーツ振興課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | むかいやま公園体育館 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | スポーツ振興課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 小平尾南体育館 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | スポーツ振興課 |
| 1-1 | 防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化 | 井出山体育館 | バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事(屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施) | 学校施設環境改善交付金 | スポーツ振興課 |
| 1-1 | 既存住宅耐震診断補助事業 | 生駒市内 | 既存住宅の所有者に対し耐震診断費用の一部を補助 | 防災安全交付金 | 建築課 |
| 1-1 | 特殊建築物耐震診断補助事業 | 生駒市内 | 建築物の所有者に対し耐震診断費用の一部を補助(緊急輸送道路沿い、その他) | 防災安全交付金 | 建築課 |
| 1-1 | 既存住宅耐震改修工事補助事業 | 生駒市内 | 既存住宅の所有者に対し耐震改修工事費用の一部を補助 | 防災安全交付金 | 建築課 |
| 1-1 | 既存住宅解体工事補助事業 | 生駒市内 | 既存住宅の所有者に対し解体工事費用の一部を補助 | 防災安全交付金 | 建築課 |
| 1-1 | ブロック塀等撤去工事補助事業 | 生駒市内 | 道路等に倒壊するおそれのあるブロック塀等を撤去する所有者に対し、撤去費用の一部を補助 | 防災安全交付金 | 建築課 |
| 1-1 | 生駒市耐震改修促進計画改定業務委託 | 生駒市内 | 現計画が令和2年度で終了することから、令和3年度から令和7年度の5カ年計画として改定 | 防災安全交付金 | 建築課 |
| 1-1 | ブロック塀等撤去等工事(公共) | 生駒市内 | 道路等に倒壊するおそれのあるブロック塀等の撤去等工事(公共) | 防災安全交付金 | 公共施設管理者 |
| 1-1 | 建築物・建築設備(EV等)耐震診断・耐震化工事等(公共) | 生駒市内 | 建築物・建築設備(EV等)の耐震診断・耐震化工事等(公共) | 防災安全交付金 | 公共施設管理者 |
| 1-1 | 外壁・屋根改修事業 | 市営元町住宅 | 外壁・屋根の塗替え防水化を行うことにより長寿命化を図る。 | 社会資本整備総合交付金 | 営繕課 |

対応する
リスクシナリオ

| | 実施事業名 | 事業箇所・路線名等 | 事業の概要 | 対象となる補助金・交付金の名称 | 担当課 |
|-------|--------------------------------|-----------------------------|---|-------------------------------------|-----------|
| 1-1 | 生駒市営住宅長寿命化計画事業 | 生駒市内 | 市営住宅の長寿命化の取組みを定める計画として、新たに「生駒市営住宅長寿命化計画」を改訂することを目的とする。 | 社会資本整備総合交付金 | 営繕課 |
| 1-1 | バリアフリー化事業 | 南生駒駅周辺 | 南の地域拠点として位置付けられている南生駒駅周辺について、生駒市バリアフリー基本構想を策定し、地域のバリアフリー化を実施する。 | 社会資本整備総合交付金 | 事業計画課 |
| 1-1 | 通学路安全対策事業 | 鹿畑清水線ほか | 生駒市通学路安全プログラムに基づき、区画線や防護柵の設置を行うことで安全な歩道空間を確保する。 | 防災・安全交付金 | 土木課 |
| 1-1 | 生活道路安全対策事業 | 元町菜畑線ほか | 生駒市歩行者空間整備ガイドラインに基づき、歩行者空間の整備や交通安全対策の必要がある路線の整備を行う。また、他県で発生した園児死傷事故を受け、歩行者の安全を図るため、市内幹線道路の交差点調査を行い、優先的に対策箇所を選定し、車両の歩道への進入防止対策を行う。 | 防災・安全交付金 | 土木課 |
| 2-1ほか | 橋梁耐震補強 | 舌分乙田線ほか | 生駒市橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁耐震補強を行う。 | 3ヶ年緊急対策 防災・安全交付金 道路メンテナンス事業補助 | 土木課 |
| 2-1ほか | 道路新設改良事業 | 谷田小明線 | 当該区間は現道路幅員4m程度の市道であり通学路にも指定されているが、国道168号と県道宛の木線を結び生駒駅に通じている道路であるため通過交通量が多く、歩行者・自転車の安全確保のため、幅員8mでバイパス化を行う。(延長=230m 幅員W=8.0m) | 防災・安全交付金 | 土木課 |
| 2-1ほか | 道路整備事業 | 北田原中学校線 | 災害時の道路ネットワークの遮断を防ぎ、企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、地域高規格道路である清滝生駒道路整備事業(国道163号バイパス)と連携し、道路等基盤整備を行う。(延長=584m 幅員W=12.0m) | 社会資本整備総合交付金 | 土木課 |
| 2-5 | 大規模改造(トイレ) 中学校トイレ改修 | 緑ヶ丘中学校 | 校舎のトイレ改修を行う。 トイレの洋式化、乾式化を実施し、バリアフリー化する。 | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 2-5 | 大規模改造(トイレ) 中学校トイレ改修 | 上中学校 | 校舎のトイレ改修を行う。 トイレの洋式化、乾式化を実施し、バリアフリー化する。 | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 2-5 | 大規模改造(トイレ) 中学校トイレ改修 | 光明中学校 | 校舎のトイレ改修を行う。 トイレの洋式化、乾式化を実施し、バリアフリー化する。 | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 2-5 | 大規模改造(トイレ) 中学校トイレ改修 | 大瀬中学校 | 校舎のトイレ改修を行う。 トイレの洋式化、乾式化を実施し、バリアフリー化する。 | 学校施設環境改善交付金 | 教育総務課 |
| 2-5 | 大規模改造(トイレ) 認定こども園生駒幼稚園トイレ改修 | 認定こども園生駒幼稚園のトイレ | 園舎のトイレ改修を行う。 認定こども園生駒幼稚園のトイレを乾式化及びバリアフリー化する。 | 学校施設環境改善交付金 | こども課 |
| 3-1ほか | 公共施設に関する太陽光・蓄エネシステム導入推進事業 | 公共施設・公共用地 | 大規模災害時の避難所におけるエネルギー供給確保のため、公共施設・公共用地に太陽光・蓄エネシステムを導入する。 | 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 | SDGs推進課 |
| 3-1ほか | 分散型エネルギー源の導入事業 | 未定 | 地域に分散型エネルギー源を導入し、脱炭素化を推進するとともに、災害時等におけるエネルギーを確保する。 | 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 | SDGs推進課 |
| 4-6 | 下水処理施設耐震化事業 | 下水終末処理場・中継ポンプ場 | 下水処理施設の耐震診断等 | 防災・安全交付金 | 竜田川浄化センター |
| 4-6 | 浄化槽設置整備事業 | 下水道事業計画区域外及び下水道の整備が見込まれない地域 | 合併処理浄化槽の設置、整備に対する補助金交付 | 循環型社会形成推進交付金 | 下水道課 |
| 5-2 | 特定農業用ため池指定検討業務 | 生駒市内ため池31箇所 | ため池現地調査 浸水想定図の作成 データベースの作成 特定農業用ため池図の作成 写真・報告書とりまとめ | 農村地域防災減災事業 | 農林課 |
| 5-2 | ハザードマップ作成業務 | 生駒市内ため池68箇所 | 現地調査 ワークショップ ハザードマップ作成 | 農村地域防災減災事業 | 農林課 |
| 5-2 | 県営ため池整備事業 | 高山ため池・大和川水系 | 既設洪水吐切り欠きW=14m、H=0.6m 転倒ゲート N=2箇所 HPφ800 L=38m スライドバルブ N=5箇所 φ300、 斜樋管径φ600 底樋φ1500、φ1000 L=91m スライドゲート N=4箇所 | 農村地域防災減災事業 | 農林課 |
| 5-3 | 鳥獣被害防止対策事業 | 市内全域 | ①イノシシ・アライグマの捕獲檻などの購入に対する補助 ②広域的な防除柵設置時における原材料支給への補助 ③成獣イノシシ捕獲に対する補助 | 鳥獣被害防止総合対策交付金 | 農林課 |

対応する
リスクシナリオ

| | 実施事業名 | 事業箇所・路線名等 | 事業の概要 | 対象となる補助金・交付金の名称 | 担当課 |
|-----|-------------------------|------------------|---|--------------------|--------|
| 6-2 | 公園施設長寿命化事業 | 生駒市内公園 | 公園施設において、老朽化に対する安全対策の強化とライフサイクルコストの縮減、修繕・更新に係るコストの平準化を図り、撤去更新及び修繕を行う。 | 公園施設長寿命化対策支援事業 | みどり公園課 |
| 6-2 | 経営体育成支援事業 | 市内全域 | 甚大な農業被害がもたらされた災害発生時に、農業用施設・機械の再建等の支援を緊急的に実施する。 | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 | 農林課 |
| 6-3 | 芝庄田線ほか | 芝庄田線ほか | 市道の舗装修繕工事 | 防災・安全交付金 | 管理課 |
| 6-3 | 奈良阪南田原線ほか(法面及び構造物等点検事業) | 奈良阪南田原線ほか | 法面等の点検及び修繕事業 | 防災・安全交付金 | 管理課 |
| 6-3 | 奈良阪南田原線ほか(法面对策) | 奈良阪南田原線ほか | 法面对策 | 防災・安全交付金 | 管理課 |
| 6-3 | 橋梁長寿命化修繕事業(15m以上) | 市内全域 | 橋梁個別施設計画に基づく橋梁修繕事業 | 道路メンテナンス事業補助 | 管理課 |
| 6-3 | 橋梁定期点検事業 | 市内全域 | 橋梁の定期点検 | 道路メンテナンス事業補助 | 管理課 |
| 6-3 | 地籍調査事業 | 生駒市内(交付金対象地域を除く) | 地籍の明確化により災害復旧の迅速化を図る。 | 地籍調査費負担金 | 土木課 |
| 6-3 | 地籍調査事業 | 西菜畑町ほか | 地籍の明確化により災害復旧の迅速化を図る。 | 社会資本整備総合交付金 | 土木課 |

生駒市国土強靱化地域計画 予定事業一覧(補助金・交付金以外の事業)

別表2-2

対応する
リスクシナリオ

| | 実施事業名 | 事業箇所・路線名等 | 事業の概要 | 事業の財源など (補助金・交付金の名称又は「単独事業」や「予算無し」の場合はその旨) | 担当課 |
|-----|----------------------------|--|---|---|--------|
| 1-1 | 生駒市中学校給食センター更新事業 | 生駒市立学校給食センター | S57年から運用している学校給食センター(小町町)の老朽に伴い、調理設備を中心に更新を行う事業 | 単独事業 | 給食センター |
| 1-1 | 小中学校屋内運動場の非構造部材の耐震化 | 生駒東小学校、上中学校 | 小中学校屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施する。 | 単独事業 | 教育総務課 |
| 1-1 | 生涯学習施設の非構造部材の耐震化 | たけまるホール、北コミュニティセンター、南コミュニティセンター、図書館、芸術会館美楽来、コミュニティセンター | 生涯学習施設の非構造部材の耐震化を実施する。 | 単独事業 | 生涯学習課 |
| 1-1 | 消防車両更新事業(令和元年度) | 水槽付き消防ポンプ自動車更新(5) | 緊急消防援助隊の継続車両として更新 | 緊急防災・減災事業債 | 消防警防課 |
| 1-1 | 消防車両更新事業(令和2年度) | 消防ポンプ自動車更新(11) | 緊急消防援助隊の新規登録車両として更新 | 緊急防災・減災事業債 | 消防警防課 |
| 1-1 | 消防車両更新事業(令和2年度) | 高規格救急自動車更新(94) | 更新計画に基づき更新 | 単独事業 | 消防警防課 |
| 1-1 | 消防車両オーバーホール事業(令和2年度～令和3年度) | はしご付消防ポンプ自動車オーバーホール(8) | 計画に基づき実施 | 単独事業 | 消防警防課 |
| 1-1 | 消防車両更新事業(令和3年度) | 高規格救急自動車更新(92) | 更新計画に基づき実施 | 単独事業 | 消防警防課 |
| 1-1 | 消防車両更新事業(令和4年度) | 人員搬送車更新(1) | 更新計画に基づき実施 | 単独事業 | 消防警防課 |
| 1-1 | 消防車両更新事業(令和4年度) | 事務連絡車更新(31) | 更新計画に基づき実施 | 単独事業 | 消防警防課 |
| 1-1 | 消防車両更新事業(令和5年度) | 指揮車更新(4) | 更新計画に基づき実施 | 単独事業 | 消防警防課 |
| 1-1 | 消防車両更新事業(令和5年度) | 高規格救急自動車更新(95) | 更新計画に基づき実施 | 単独事業 | 消防警防課 |
| 1-1 | 消防団車両(救助資機材搭載型車両)無償貸付事業 | 消防団 機動第4分団 | 消防団車両(救助資機材搭載型車両)無償貸付 | 継続 予算無し | 消防総務課 |
| 1-1 | 消防団車両(消防ポンプ車)無償貸付事業 | 消防団 採択された際は更新計画に基づき配備する。 | 消防団車両(救助資機材搭載型消防ポンプ車)無償貸付 | 予算無し(新規) 毎年度申請予定 | 消防総務課 |
| 1-1 | 消防団車両(消防ポンプ車)更新事業 | 消防団 機動第3分団 | 車両更新計画に基づき実施 | 令和3年度 単独事業 | 消防総務課 |
| 1-1 | 消防団車両(水槽付消防ポンプ車)更新事業 | 消防団 機動第1分団 | 車両更新計画に基づき実施 | 令和4年度 単独事業 | 消防総務課 |
| 1-1 | 消防団車両(消防ポンプ車)更新事業 | 消防団 機動第2分団 | 車両更新計画に基づき実施 | 令和5年度 単独事業 | 消防総務課 |
| 1-4 | 戸別受信機整備事業 | 生駒市内 | 防災行政無線の戸別受信機整備 | 未定 | 防災安全課 |
| 1-4 | 公共施設へのJアラート情報の館内放送設備 | 市庁舎、消防署、生涯学習施設、スポーツ施設、小中学校、保育園、幼稚園 | Jアラート情報の館内自動放送システム整備 | 未定 | 防災安全課 |
| 1-5 | 消防庁舎耐震補強改修工事 | 本部棟・付属棟 | 耐震補強改修工事に伴う設計業務 | 令和2年度 緊急防災・減災事業債 | 消防総務課 |
| 1-5 | 消防庁舎耐震補強改修工事 | 本部棟・付属棟 | 耐震補強改修工事 | 令和2年度 緊急防災・減災事業債 令和3年度以降 防災対策事業債 | 消防総務課 |
| 1-5 | 本部棟屋上の自家発電設備及び設備架台改修 | 本部棟 | 本部棟屋上の自家発電設備及び設備架台改修に伴う設計業務 | 令和3年度 防災対策事業債 | 消防総務課 |
| 1-5 | 本庁舎の自家発電設備改修 | 本庁舎 | 本庁舎の自家発電設備改修を実施する。 | 未定 | 総務課 |
| 4-5 | 管路の更新事業 | 生駒市内 | 上水道管路の更新(耐震化) | 単独事業 | 水道工務課 |
| 4-5 | 水道施設の耐震化 | 浄水施設 | 浄水施設の耐震化を進めることで、災害に強い水道を構築する。 | 単独事業 | 浄水場 |
| 6-3 | 大型標識保全管理事業 | 奈良阪南田原線ほか | 点検結果を基に、交通利用者等の安全を確保し、適切かつ効率的に維持管理を行う。 | 公共施設等適正管理推進事業債 | 土木課 |